

いじめ根絶に向けた対策について

輪之内町教育委員会

重点

いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

平成 28 年 3 月に輪之内町と輪之内町教育委員会は「輪之内町いじめ防止等のための基本方針」を策定した。その方針に従って、教育委員会や学校においてさまざまな対策を推進し、いじめの根絶に努める。

(教育委員会における対策)

1. 「輪之内町いじめ防止等連絡協議会」を設置し定期的に開催する。また、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

構成は輪之内町立学校、教育委員会事務局、民生児童委員、輪之内交番、青少年育成団体、保護者、本町関係行政機関等とする。

2. 地域におけるいじめの実態やいじめ根絶の対策について交流・協議する場の位置付け。

⇒ 「輪之内町青少年育成団体等連絡会」

- 全体会で趣旨説明
- 構成員（各種組織団体長）から各組織の構成員にいじめの問題に取り組む重要性について周知し、いじめやいじめの疑いのある事実については速やかに学校や教育委員会まで情報提供するシステムを構築するよう依頼する。
- 「輪之内町青少年育成団体等連絡会」の中に校区别連絡会（いじめ対策部会）を設置し、いじめの情報提供があった場合、具体的な対策を協議する。

3. 子ども会やスポーツ少年団等、子どもたちが地域の中で活動する組織の指導者に対して指導者会議等の場で、いじめの問題における啓発を行う。（いじめ問題啓発資料使用）

4. いじめ等の情報収集を積極的に図る。

子どもや保護者・地域住民等からの情報提供（文書）を入れる「いじめ相談箱」を、町図書館及び各校の校長室または職員室前の廊下等に設置する。

(各学校における対策)

5. 毎月1回いじめについての実態調査を実施し、未然防止につとめ早期解決を図る。
(各学期の一度の様式は後日、県教委から送付予定)

6. 各校に於いては、いじめ問題に関する保護者宛文書（町教委作成）をPTA総会時に配布し、啓発を行う。

7. PTA役員会や学校評議員会等の場でいじめの問題に関連した内容を協議し、地域ぐるみでいじめ根絶に取り組む姿勢を明確にする。

